

五島市監査委員公表第7号

平成20年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成20年10月1日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

20五総第754号
平成20年9月30日

五島市監査委員 高木 長 幸 様
五島市監査委員 熊川 長 吉 様

五島市長 中尾 郁子

平成20年度財政援助団体監査結果に基づく
措置について（通知）

平成20年6月12日付け20五監第143号による平成20年度財政援助団体監査結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、通知します。

なお、社団法人五島市観光協会に対して、所管課が平成20年7月3日付け、20五商第418号で標記結果に基づく措置指導を文書にて通知しており、その通知に対しては、平成20年7月7日付けで報告を受けております。

記

- 1 監査の対象 社団法人五島市観光協会
五島列島夕やけマラソン大会実行委員会
五島椿まつり実行委員会

- 2 各団体共通指摘事項及び講じた措置
 - (1) 経理に関する規程が制定されていないので、整備されたい。また、旅費に関する規程についても整備されたい。
 - 社団法人五島市観光協会に対し、経理規程及び旅費規程の整備を指導し、「財務規程」、「旅費規程」は平成20年7月7日に制定されています。
 - (2) 支払事務において、費用専決依頼用紙の記入事項が統一されていないので、支払事務に係る様式等を整備し、事務処理の統一を図られたい。
 - 支払事務に係る様式等を整備し、事務処理の統一を図るよう指導し、(1)で整備した財務規程及び旅費規程で様式を定め、平成20年4月1日に遡って補正いたしました。

(3) 領収書及び請求書が保管されていないものがある。支払が確認できないので、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われたい。

また、保管されている領収書等に日付、あて名等の記載漏れがあるので、適正に処理されたい。

○ 請求書及び領収書等の保管書類の整備・保存を適切に行うよう指導し、(1)、(2)で指導したことを基に平成20年4月1日に遡って補正しました。また、保管されている領収書等の日付、あて名等の記載漏れは適正に措置した旨、報告を受けております。

3 所管課指摘事項及び講じた措置

(1) 五島市補助金等交付規則第3条の規定によれば「補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は、別に定める。」とされているが、社団法人五島市観光協会補助金は、要綱等の定めがないので、整備すべきである。

○ 五島市補助金等交付規則施行通達（平成16年12月24日付け、16五財第1179号、16五総第1615号）第6の6の(3)の規定により、「社団法人五島市観光協会補助金交付定め」を平成20年9月25日制定し、同定めは平成20年度補助金より適用いたします（同定め、別添のとおり）。

(2) 社団法人五島市観光協会補助金については、補助事業者が補助金交付決定時の予算額を超えて支出している科目がある。これを補助対象とするのであれば、五島市補助金等交付規則第11条第2項第1号の規定による変更承認の申請が必要であるが、所管課は、変更申請が出されていないにもかかわらず、補助対象として認め、確定している。補助事業者に対し、変更申請を提出するよう指導すべきである。

○ 今後、このようなことがないように十分留意し、補助金に変更がある場合は、変更申請を提出するよう指導いたします。

(3) 平成14年度財政援助団体監査時に指摘及び改善要望として「内部の規程がないため「支出命令等」がなく計数の突合や内容の審査が安易にできないので、今後は内部規程（組織規程、業務規程、経理規程など）の整備について指導を行うこと。」と報告し、当該監査の結果に基づく措置として、「内部規程を早急に整備するよう指導した。」と通知を受けているが、今回の監査においても、経理規程が整備されていない状況にあったことは誠に遺憾である。監査の結果を活かすことができるよう適切に指導されたい。

○ ご指摘の件につきましては、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないように指導を徹底いたします。

なお、経理規程につきましては、2の(1)のとおり現在整備されてお

ります。

4 個別指摘事項及び講じた措置

(1) 社団法人五島市観光協会補助金指摘事項及び講じた措置

ア 平成18年度補助事業に係る未払いがあるので、早急に措置されたい。

○ 適正な処理をおこなうよう指導し、適正に措置した旨、報告を受けております。

イ 事業実績報告書の記載内容に誤りがある。また、観光誘致事業実績総括内訳書の科目を誤っているものがある。

○ 適正な処理をおこなうよう指導し、適正に措置した旨、報告を受けております。今後は「財務規程」により適切に事務処理をしていくとの報告を受けています。

ウ 補助対象外経費など562,845円に係る五島市補助金281,423円について返納されたい。

○ 監査結果に基づき、社団法人五島市観光協会に対して、平成20年7月2日に平成18年度五島市観光協会補助金返還281,423円及びそれに伴う加算金61,883円（補助金受領日から734日分）を命じ、返還金及び加算金ともに平成20年7月2日に納入されています。

(2) 自然に親しむ運動（こども自然公園大会）事業費負担金指摘事項及び講じた措置

ア 事業報告書の収支決算書に収支決算額の誤りがある。事業報告は適正に行うべきである。

○ 適正な処理をおこなうよう指導し、今後は「財務規程」に基づき適切に事務処理をしていくとの報告を受けています。

(3) 太陽の島・五島フェスティバル事業費負担金指摘事項及び措置事項

ア 当該会計期間中に前年度未収金が収入され、前年度未払金が支出されているが、事業実施時期は8月であるので、会計期間中に収入・支出するようにされたい。

○ 会計期間中に収入・支出を行うよう指導し、平成20年度から会計期間中に収入・支出を行うとの報告を受けています。

イ 収支決算書及び預り金明細に記載誤りがあるので、適正に処理されたい。

○ 適正な処理を行うよう指導し、「財務規程」を実行委員会の会計に準用し、適切に事務処理をしていくとの報告を受けています。

ウ 収支決算書の金額及び出金額と請求書及び領収書の内容とが一致しないものがあるので、適正に処理されたい。

○ 適正な処理をおこなうよう指導し、適正に処理したとの報告を受けています。

エ 当該実行委員会から五島市観光協会及び椿まつり実行委員会へ仮払金として支出され、同額が戻されている。当該団体の事業以外への支出は不適切である。

○ 当該団体の事業以外への支出を行わないよう指導し、平成20年度から当該支出を行わないとの報告を受けています。

(4) 五島椿まつり負担金指摘事項及び措置事項

ア 元帳に記載誤りがあるので、適正に処理されたい。

○ 適正な処理を行うよう指導し、適正に処理したとの報告を受けています。

(別添)

○社団法人五島市観光協会補助金交付定め

(趣旨)

第1条 市は、観光振興を推進するため、予算の定めるところにより、社団法人五島市観光協会に対し、社団法人五島市観光協会補助金を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）に定めるもののほか、この定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及びその補助率は、別表のとおりとする。

附 則

この定めは、平成20年度の予算に係る社団法人五島市観光協会補助金から適用する。

(別表)

		補助対象経費	補助率
補助対象事業の区分	1. 宣伝営業展開		50%
	個別事業	観光宣伝（修学旅行誘致も含む）に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）	
	2. 取材協力		50%
	個別事業	TV 及び雑誌等の取材受入に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）	
	3. 宣伝印刷		50%
	個別事業	観光ガイドブック製作に関する経費 需用費（消耗品費、印刷製本費） ※ただし、製作に係る総事業費から広告料収入を控除した額を補助対象とする。	
	4. 宣伝広告		50%
	個別事業	TV 及び雑誌等の協賛賞品に関する経費 需用費（消耗品費）、役務費（広告料）	
	5. メディア等旅行業者招致及び支援対策		50%
	個別事業	メディア等旅行業者招致及び支援に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製品費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料（船車等借上料）	
	6. 大型客船及び大型団体受入		50%
	個別事業	大型客船等の受入に関する経費 報償費（謝礼金）旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製品費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料（船車等借上料）	
	7. 観光客受入体制等整備		50%
	個別事業	観光客受入体制の整備に関する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料（船車等借上料）	